

第6章 母子及び父子福祉関係

1 要援護世帯除雪費助成事業

母子世帯または父子世帯の屋根、玄関前、その他の日常生活上欠くことのできない場所の必要最小限の除雪作業に要する費用の一部を助成しています。

年度	助成世帯数 (世帯)	助成額 (千円)	助成内容	
R1	24	161	(1) 市が指定する多雪区域 65,600 円 (2) (1)以外の区域 41,000 円	
R2	60	1,293		
R3	46	1,021		
R4	27	499		
R5	28	608	全市一律	72,100 円

* 災害救助法適用分及び高齢者世帯、障害者世帯を除く。

2 児童扶養手当給付事業

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を給付し、児童の福祉の増進を図ります。(所得制限限度額以上の場合は支給停止)

支給月:1月、3月、5月、7月、9月、11月

* 令和元年8月まで4月、8月、12月の支払いだったが、法改正により、令和元年11月以降、1月、3月、5月、7月、9月、11月の支払いへ変更。

年度	受給資格者数 (人)	給付額 (千円)	手当月額(円)		加算額(円)	
			全部支給	一部支給	2人目	3人目以降
R1	1,509	760,177	42,910	10,120～42,900	5,070～10,140	3,040～6,080
R2	1,464	579,721	43,160	10,180～43,150	5,100～10,180	3,060～6,100
R3	1,453	557,711	43,160	10,180～43,150	5,100～10,180	3,060～6,100
R4	1,438	537,816	43,070	10,160～43,060	5,090～10,160	3,050～6,090
R5	1,409	531,596	44,140	10,410～44,130	5,210～10,410	3,130～6,240

受給資格者数は、各年度3月31日現在

* 児童とは、18歳到達年度の末日までの人又は20歳未満で一定の障害のある人。

* 令和元年度の給付額については支給月の変更に伴い15か月分の給付額を計上。その他の年度は12か月分の給付額。

3 ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭の父、母又は養育者及び児童の医療費について、自己負担金から一部負担金(入院 1,200 円/1 日、通院 530 円/1 回)を控除した額を助成します。

年度	受給世帯数(世帯)	受給者数(人)	助成件数(件)	助成額(千円)
R1	1,312	3,235	39,034	87,309
R2	1,266	3,132	35,139	79,347
R3	1,266	3,060	36,281	82,019
R4	1,157	2,903	36,003	82,487
R5	1,121	2,803	38,091	89,368

受給世帯数及び受給者数は、各年度 3 月 31 日

* 児童とは、18 歳到達年度の末日までの人又は 20 歳未満で一定の障害のある人

4 自立支援教育訓練給付金給付事業

児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成の受給要件を満たしている人を対象として、ひとり親家庭の父又は母が就職に結びつく講座や教室を受講する場合、受講費用の一部を給付します。

年度	給付件数(件)	給付額(円)
R1	4	231,499
R2	3	186,741
R3	10	833,015
R4	6	322,882
R5	3	104,355

5 高等職業訓練促進給付金給付事業

児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成の受給要件を満たしている人を対象として、ひとり親家庭の父又は母が看護師、介護福祉士等の安定した収入が期待できる資格を取得するため、一定期間以上、養成機関で修業する場合、月額 100,000 円(市民税非課税世帯・修業最終年度は月額 140,000 円)、又は月額 70,500 円(同課税世帯・修業最終年度は月額 110,500 円)を給付します。

年度	給付件数(件)	給付額(円)
R1	5	3,233,500
R2	4	4,213,500
R3	4	4,268,000
R4	5	4,798,500
R5	5	5,957,500